

<注文請書条件>

1. 注文者(以下 甲という)と注文請者(以下 乙という)は、甲が乙に交付した平成26年7月 日付注文書および本注文請書により成立する売買契約(以下 本契約という)の本旨に則り、乙は本注文書記載の物品を甲に売渡し、甲はこれを買受けるものとする。
2. 甲および乙は、相手方に対して有する権利または相手方に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、継承させ、または担保に供してはならない。
3. 甲は乙の事前の書面による承諾なくして、法令等に基づく場合を除き、本契約の存在および内容を第三者に開示してはならないものとする。
4. 甲は、乙から契約物品が納入された後遅滞なく受入れ検査を行い、合格であると認められた場合は納入が完了した旨を乙に書面により通知するものとする。
5. 契約物品の所有権は、納入完了をもって乙から甲に移転するものとする。
6. 契約物品に何らかの瑕疵が発見された場合、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものである場合、乙は当該瑕疵を無償で修補するものとする。なお、担保期間は、契約物品の所有権移転の日から起算して1年間とする。
7. 乙は、納入完了後、契約金額に関する請求書を甲に交付するものとし、甲は当該請求書到着後一定の期間内に乙に対して契約金額を支払うものとする。
8. 乙は、甲の責に帰すべき事由により、支払期限までに甲が乙に支払うべき契約金額の全部または一部が支払われなかった場合、その遅延日数に応じ、遅延している契約金額に対し年14.6%の割合で計算した金額を、支払い遅延利息として甲に請求できるものとする。
9. 乙は、納期までに契約物品の納入を完了することができないと見込まれるときは、直ちに、その理由、納入予定日等を書面により甲に通知し、納入の延長に付甲と協議をするものとする。
10. 甲および乙は、正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき、その他本契約を継続できないと認められる相当の事由があるときは、何らの通知または催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。
11. 甲または乙による本契約上の義務違反により相手方が損害を被った場合、損害を被った当事者は相手方に損害賠償を請求することができる。但し、損害賠償の範囲は通常生ずべき損害とし、契約金額を上限とする。
12. 本契約の解釈およびその他の事項に付生じた疑義や、本注文請書に記載のない事項については、甲乙誠意をもって協議し、誠実にその解決にあたるものとする。